

教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書

中央教育審議会（以下「中教審」という。）は、本年1月25日に第121回総会を開き、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申（以下「答申」という。）をまとめ、文部科学大臣に提出した。

答申では、地方公務員のうち教師については、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、1年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべきであるとした。柴山文部科学大臣は、答申を受けて1月29日に教員の働き方改革の推進本部を省内に設置し、初会合を開催した。

答申が示した1年単位の変形労働時間制の導入では、文部科学省が看過できないとした教職員の長時間過密労働が解消されるどころか、さらに増大してしまうことが懸念される。

また、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、月45時間、年360時間、特例的には月100時間、年720時間の時間外勤務を認めており、原則として時間外勤務を命じないとしている「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の原則を逸脱している。

中教審の議論の中で、委員からも意見が出されているように、教員一人あたりの授業時数を適正な水準まで引き下げ、必要とする教員の増員を図ることなしには、今日の教員の長時間過密労働の解消につながらない。

今日の学校現場では、いじめや不登校、問題行動、あるいは子どもの貧困や発達障がいを抱える児童生徒へのきめ細やかな対応が必要とされる。一人ひとりの子どもたちに寄り添い、向き合って、保護者の願いに応える学校としていくためには、福島県が事業として取り組んでいる小中学校全学年の少人数学級編成を国の制度として改善するとともに、臨時的任用職員の配置で対応する

だけでなく、教員を初め養護教諭や学校事務職員、栄養職員等を含めた教職員定数の抜本的改善が必要である。

よって、本市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

教職員の長時間過密労働を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出先】

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

文部科学大臣 柴山 昌彦 殿